

会員通知 第39号

平成17年 1月31日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎

会社情報等に対する信頼向上のための「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正し、平成17年2月1日から施行しますので、御通知いたします。

詳細につきましては、以下の資料をご覧ください。

- ・会社情報等に対する信頼向上のための「有価証券上場規程」等の一部改正の趣旨・概要
- ・解説文「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しの主な内容」
(今回の改正に関する全般的な考え方を取り纏めた資料です。御一読ください。)
- ・規則改正新旧対照表

以上

会社情報等に対する信頼向上のための「有価証券上場規程」等の一部改正の趣旨・概要

改正趣旨

重要な会社情報の適時適切な開示は、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものであるが、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に対する社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じております。

そこで、上場有価証券の発行者が投資者への適時適切な会社情報の開示に真摯な姿勢で臨む旨を宣誓する規定を設けるほか、現行、上場した時期によってその親会社等（非上場）に関する情報開示に差が生じる制度となっている点を見直すなど、市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場管理制度全般にわたり、見直しを行うこととします。

改正概要

1. 開示書類等の信頼向上

(1) 上場有価証券の発行者の誠実な業務遂行に関する基本理念

上場有価証券の発行者の誠実な業務遂行に関する基本理念として、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）」に、「上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」旨を規定します。

(2) 適時開示に係る宣誓書等

上場会社は、代表者の異動があった場合又は過去5年間において「適時開示に係る宣誓書」を提出していない場合には、速やかに、適時開示に係る社内体制の状況を記載した書類を添付し、本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出するものとします。この場合において、上場会社は本所が当該宣誓書及びその添付書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとします。

(3) 有価証券報告書等の適正性に関する確認書

上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を提出した場合

(備 考)

・適時開示規則第1条第2項

・適時開示規則第4条の4、同取扱い4.の2、適時開示に係る宣誓書等

・適時開示規則第8条、

には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由（有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容）を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項第1号へ等に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し）を遅滞なく本所に提出するものとし、この場合において、上場会社は本所が当該書面を公衆の縦覧に供することに同意するものとし、

同取扱い8.の2等

(4) 監査証明を行う公認会計士等

有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準において添付を求めている監査報告書又は中間監査報告書は、2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることを要することとし、

・株券上場廃止基準第2条第10号等

2. 親会社等の会社情報に関する適時開示制度の見直し

(1) 親会社等に係る適時開示制度の対象となる上場会社の範囲の拡大

平成7年以前に上場した会社について、親会社等に係る会社情報の適時開示を免除している取扱いを廃止し、非公開の親会社等を有する上場会社は、原則として、親会社等に係る決定事実、発生事実及び決算内容を開示するものとし、

・適時開示規則取扱い平成8年1月1日改正付則、同1.の2(3)

開示の対象となる「親会社等」とは、親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社）をいいます（現行どおり）。

(2) アンビシャスにおける適時開示の対象となる親会社等の範囲の拡大等

アンビシャスにおける適時開示の対象となる親会社等の範囲を、既存市場同様、親会社及びアンビシャス上場会社を関連会社とする他の会社とし、アンビシャスへの上場審査において審査対象となる親会社等の範囲についても同様とします。

・適時開示規則取扱い1.の2(3)、株券上場審査基準の取扱い4.

(3) 親会社等に関する事項の開示

親会社等を有する上場会社は、事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、以下の親会社等に関する事項を速やかに開示するものとし、

・適時開示規則第2条第9項、同取扱い2.の5

親会社等の商号又は名称、親会社等の議決権所有割合、

親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等の商号又は名称

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由

親会社等の会社情報の開示が免除されている場合には、当該免除を求めるにあたり本所に提示した理由

親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10等の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項

3. 少数特定者持株数に係る基準における緩和措置の廃止等

少数特定者持株数に係る上場廃止基準において適用される少数特定者持株比率の水準を当分の間緩和することとしている取扱いを廃止します。

また、「株券上場廃止基準」の付則において規定している「少数特定者持株数」の定義を、規則の本文において規定します。

・株券上場廃止基準昭和57年10月1日改正付則、同平成4年7月1日改正付則

4. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

財務諸表等の虚偽記載に係る上場審査基準及び上場廃止基準において、現行では、財務諸表等に「虚偽記載」を行った場合のみを対象としていますが、有価証券報告書等（有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類をいう。）のうち財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」を行った場合も対象とします。

「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合をいうものとします。

・株券上場審査基準第4条第1項第7号、株券上場廃止基準第2条第11号

5. 株式事務代行機関の設置

上場会社が株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなった場合には上場を廃止します。

・株券上場廃止基準第2条第13号

6. その他

企業内容等の開示に関する内閣府令の改正（12月1日施行）により有価証券届出書等の記載事項の見直しが行われたことに伴う改正など、所要の規定整備を行います。

・上場前の公募又は売出し等に関する規則第15条等

施行日

平成17年2月1日から施行する。

以下の経過措置を講じます。

・1.(2) 適時開示に係る宣誓書

施行日において現に上場会社である会社は、適時開示に係る宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに本所に提出するものとします。

・1.(3) 有価証券報告書等の適正に関する確認書

施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用します。

・1.(4) 監査証明を行う公認会計士等

監査報告書について2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることとする改正は、施行日以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用します。

・2.(1) 親会社等に係る適時開示制度の対象となる上場会社の範囲の拡大

平成17年3月1日以後の開示から適用します。ただし、親会社等の決算内容の開示については、平成17年3月1日以後終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用します。

・2.(2) アンピシャスにおける適時開示の対象となる親会社等の範囲の拡大等

適時開示の対象となる親会社等の範囲の拡大については平成17年3月1日以後の開示から、上場審査の対象となる親会社等の範囲の拡大については施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用します。

・2.(3) 親会社等に関する事項の開示

平成17年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用します。

・3. 少数特定者持株数に係る基準における緩和措置の廃止等

上場廃止基準は施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする審査から適用します。

・4. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

上場廃止基準の改正は、施行日以後に提出される有価証券報告書等から適用します。

・5. 株式事務代行機関の設置

施行日において株式事務代行機関を設置していない上場会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから改正後の規定を適用します。

以上

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しの主な内容

1. 開示書類等の信頼向上

(1) 上場会社の誠実な業務遂行に関する基本理念

会社情報の開示に関する今般の一連の問題発生を防止し、一日も早く投資者の信頼を取り戻すためには、すべての上場会社において投資者への適時適切な情報開示や誠実な業務遂行についての意識を今一度徹底する必要があります。

そこで、上場会社が遵守すべき基本理念として、以下の内容を上場規則に決めました（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」）第1条第2項）。

上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

(2) 適時適切な情報開示に関する宣誓

上記の基本理念についてより高い実効性を確保し、もって証券市場に対する信頼を回復する観点から、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨を上場会社に宣誓していただくこととしました。

上場会社は、新規上場するとき、代表者（本所に届け出ている上場会社代表者をいいます。以下同じ。）の異動があったとき又は過去5年間において宣誓書を提出していないときに、本所に対して、代表者の署名した本所所定の様式による宣誓書を提出し、あわせて適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面を添付書類として提出しなければならないこととしました。（適時開示規則第4条の4、同取扱い4.の2）。

宣誓書における具体的な宣誓内容は、「投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこと」です。

添付書類は、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面であり、当該書面に記載した社内体制の充実に努めることが、宣誓事項に含まれます。これは、形式的な宣誓では上場会社の適時開示実務の改善には結びつかず、かえって投資者に、適時開示に関する信頼度が全社一律に同水準まで向上したとの誤認を与えて投資者の信頼を結果的に損ねることともなりかねないため、あわせて求めることとしたものです。

宣誓書と添付書類は、公衆縦覧に供されます。ただし社内体制については宣誓書の提出より短期間での見直しが望ましいため、添付書類については随時差し替えることができます。

現在上場している会社の最初の宣誓書と添付書類の提出期限は、平成17年3月31日です。

なお、宣誓事項について重大な違反があった場合には、上場廃止の対象とすることとしています(株券上場廃止基準(以下、「上場廃止基準」)第2条第12号)。これは、証券市場全体に対する投資者の信頼を大きく損なうような極めて重大な不適切開示を念頭においたものです。従来からも、改善の必要性が高いと認められる不適切な開示には改善報告書の提出を求めており、5年間で3度の改善報告書の提出は上場廃止事由としていますが、「宣誓事項について重大な違反を行った場合」には改善報告書の徴求の対象とはせずに直ちに上場廃止の措置がとられることとなります。

(3) 有価証券報告書等の適正性に関する確認書

上場会社が有価証券報告書等(有価証券報告書・半期報告書)を内閣総理大臣に提出した場合、遅滞なく「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」を本所に提出することを義務付けるとともに、これを公衆縦覧に供することとしました(適時開示規則第8条、同取扱い8.の2)。

確認書では、上場会社の代表者が、有価証券報告書等の提出時点において、当該有価証券報告書等に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載するものとし、理由としては、有価証券報告書等の作成に関して代表者が確認した内容を記載するものとし、具体的には、各社でレベルは異なりますが、有価証券報告書等の適正性を裏付けるのに十分な社内体制(業務執行体制、内部監査体制等)が整備されている場合にはその体制を、そうでない場合には少なくとも現状の有価証券報告書等の作成プロセスを前提とした代表者自身の確認内容を記載してください。

ただし、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項第1号へ等に規定する任意添付書類、すなわち、有価証券報告書等の提出等の代表者が当該有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を、有価証券報告書等に添付している場合には、当該書類の写しを提出するものとし、

上記の法令上の任意添付書類における有価証券報告書等の適正性の確認には、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかについての確認が内容として含まれます(企業内容等の開示に関する任意事項五 二九 二)が、全ての上場会社についてこのようなシステムの整備を直ちに期待することが困難な現状に照らすと、これを一律に義務化することはできません。そこで、今般の改正では、有価証券報告書等の重要性について改めて上場会社の認識を促す観点から、「その提出時点において不実の記載が無いと代表者が認識している」ことを明らかにするよう求めることとしま

した。ただし、それだけでは形式的な書面提出が行われるだけで経営者の意識向上や実務の改善に結びつかないことも考えられるため、理由の記載をあわせて求めることにより、投資者自らによる各社の確認のレベルの主体的な評価や、上場会社による自発的な社内体制の整備を促すこととしました。

確認書の提出は、平成17年2月1日以後に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書等から義務化されます。

なお、確認書の参考様式については別添資料をご覧ください。

[宣誓書・確認書の概要]

		適時開示に係る宣誓書	有価証券報告書等の適正性に係る確認書
目的		投資者の証券市場に対する信頼の回復	
内容	提出書類	・ 宣誓書 ・ 適時開示に係る社内体制の状況を記載した添付書類	・ 確認書 (もしくは法令上の任意添付書類の写し)
	内容	添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨	代表者が有価証券報告書等の提出時点において不実の記載がないと認識している旨及びその理由
	提出時期	・ 代表者の異動の際 ・ 前回の宣誓から5年間経過の時点	有価証券報告書等の提出の際
	周知方法	有価証券報告書等閲覧コーナーにて公衆縦覧	
実施時期		最初の宣誓書は、17年3月末までに提出	17年2月1日以後到来する期末・中間期末に係る有価証券報告書・半期報告書より適用

(4) 公認会計士等

現在の上場会社の業務の複雑さと会計実務の専門性に照らすと、1人の公認会計士では、十分な質と量の監査を行うことが困難なケースも想定されます。そこで、複数の公認会計士による協力・連携等により監査の質を確保し、もって会社情報の信頼性を高めるため、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明を義務付けることとしました。

具体的には、有価証券報告書等の提出遅延に係る上場廃止基準(上場会社が有価証券報告書等を法定の提出期限(決算期末日から3か月)経過後1か月以内に提出できない場合には、上場を廃止する)において有価証券報告書等への添付を求めている監

査報告書又は中間監査報告書は、2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることを要することとしました（上場廃止基準第2条第10号）。

この改正の適用時期については、平成17年2月1日以後に開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書等から適用することとしています。

2. 親会社等の会社情報に関する適時開示制度の見直し

(1) 親会社等の会社情報の適時開示

上場会社の親会社等（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社、及び上場会社が他の会社の関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社）である場合における当該他の会社をいいます。以下同じ。）が非公開会社である場合の、当該親会社等の会社情報の適時開示については、従来、平成8年1月1日以降に上場申請して上場した会社に限り適用されていましたが（適時開示規則取扱い1.の2（3）、同平成8年1月1日改正付則）会社が上場した時期によってその非公開親会社の会社情報の開示内容に格差を生じさせている従来の規則を改め、非公開の親会社等を有するすべての上場会社に対して、当該親会社等の会社情報の適時開示を求めることとしました。

また、アンビシャス上場会社については、上場会社の総株主の議決権の過半数を保有する親会社のみが上記の適時開示の対象とされていましたが、このような市場区分による開示内容の格差についても併せて見直すこととし、既存市場と同様、議決権所有比率が50%以下の親会社及び当該アンビシャス上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社についても、適時開示の対象に含めることとしました（適時開示規則取扱い1.の2（3））。

これらの見直しの結果、上場の時期、市場区分を問わず、親会社等を有するすべての上場会社が、親会社等の会社情報の開示義務の対象となります。

具体的には、親会社等に関して以下の会社情報が生じた場合に、当該情報の適時開示を要します。（これらの項目に係る開示の要否の判断に際しての軽微基準は上場会社に係る対応する開示項目における軽微基準を準用します）。

1. 資本の減少
2. 株式交換
3. 株式移転
4. 合併
5. 会社の分割
6. 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
7. 解散
8. 新製品又は新技術の企業化

- 9．業務上の提携又は業務上の提携の解消
- 10．子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- 11．固定資産の譲渡又は取得
- 12．営業の全部又は一部の休止又は廃止
- 13．破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- 14．新たな事業の開始
- 15．公開買付又は自己株式の公開買付け
- 16．災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- 17．主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動
- 18．親会社等の異動
- 19．上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告
- 20．手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- 21．親会社等に係る破産手続開始の申立て等
- 22．決算内容の確定（親会社等が連結財務者表・中間財務諸表の作成を行っていない場合には、単体・通期の決算内容の開示のみで足りる。）

上場会社が複数の親会社を有する場合には、これら複数の親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる1社（その影響が同等であると認められるときは、いずれか1社）についてのみ、開示義務の対象となります。そのため、後述の決算短信における親会社等に関する事項の開示において、複数の親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きい1社の社名とその判断理由を投資者に対して開示するものとしています。また、開示対象となる親会社等の変更がある場合には、その旨及びその理由を記載した書面を本所に提出するものとしています。

この改正については、親会社等の会社情報を適時適切に開示することができる体制を整備するための上場会社の準備期間等を考慮して、平成17年3月1日から適用することとし、うち決算情報の適時開示は、同日以後に終了する親会社等の事業年度・中間会計期間・連結会計年度・中間連結会計期間に係る開示から適用することとします。

なお、上記のアンビシャスにおいて開示対象となる親会社等の範囲の見直しに伴い、アンビシャスの上場審査において審査対象となる親会社等の範囲についてもあわせて見直します。アンビシャスの上場申請会社が親会社等を有する場合、親会社等に対する独立性確保の状況についての上場審査基準に適合することを要し、また、親会社等が上場会社でも継続開示会社でもない場合には、当該親会社等について有価証券報告書に準じた書類の作成を要することとなります（株券上場審査基準の取扱い4.）。当該改正は、平成17年2月1日以降に上場申請を行う新規上場申請者から適用します。

(2) 親会社等に関する事項の開示

本所は、従来から上場会社に対し、「重要な関連当事者（とりわけ、親会社をはじめとする資本上位会社）との人事、資金、技術及び取引等の関係に係る基本的な考え方」や「関連当事者との取引」について決算短信に記載することを要請してきましたが、今回この内容を拡充するとともに規則化し、親会社等を有する全ての上場会社について、「親会社等に関する事項」の開示を義務付けることとしました（適時開示規則第2条第9項、同取扱い2.の5）。

具体的には、親会社等を有する上場会社は、決算短信において、以下の情報を開示しなければならないこととします。これらの開示は、親会社等の公開・非公開を問わず、また、複数の親会社等を有する場合には、当該複数の会社それぞれについて行う必要があります。

親会社等の商号又は名称、親会社等の議決権所有割合、親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等の商号又は名称

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由

親会社等の会社情報の開示が免除されている場合には、当該免除を求めるにあたり本所に提示した理由

親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表等規則第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項）

この改正は平成17年3月1日以後に終了する事業年度に係る開示から適用します。

4. 少数特定者持株数に係る基準の見直し

本所の上場規則上、少数特定者持株数とは、市場において流通する可能性の低い株式数を画する概念であり、その具体的な内容は、概ね、役員をはじめとする特別利害関係者と大株主上位10名の持株数及び上場会社が所有する自己株式数の合計です。本所は、上場株式の市場における十分な流通を確保して円滑かつ公正な取引を促す観点及び特定の者に偏った極端にいびつな株主構成となることを防止する観点から、少数特定者持株数が上場株式数の一定割合以下であることを求めています。

本所では上場廃止基準において、「少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」には上場を廃止することとしています（上場廃止基準第2条第2号a(a)）。

しかし、この規定については、当分の間の経過措置として、90%という緩和措置がとられ、基準数値を10%緩和する経過措置が今日まで継続していました（上場廃止基

準：平成4年7月1日改正付則）。

この経過措置は、基準の導入時、改正規定が直ちに適用されると多くの会社が上場廃止基準に抵触するなど、投資者に多大な影響を与えてしまうことを考慮して、暫定的にとられたものでしたが、このような暫定的な措置が10年以上の長期にわたって継続していることの是非について改めて検討したところ、最近の株式持合いの解消状況や制度の分りづらさを踏まえるとこれを継続する合理性に乏しいとの判断に至ったため、当該緩和措置を撤廃することとしました。

	本則	付則（撤廃）
上場廃止基準	上場株式数の <u>80%</u> を超えている場合において1年以内に <u>80%</u> 以下とならない場合	<u>90%</u>

この見通しに係る上場廃止基準については、平成17年2月1日以後最初に開始する事業年度の末日時点の少数特定者持株数が80%を超える会社から1年間の猶予期間に入ることとなります。

なお、上場廃止基準における少数特定者持株数の定義については、現行の取扱いのままとします（大株主上位10名（明らかに固定的所有でない認められるものを除く）役員及び自己株式）。

5. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

従来の財務諸表等の虚偽記載に係る上場廃止基準においては、上場会社が財務諸表等又は中間財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつその影響が重大である場合に、上場を廃止することとしていましたが、今回これを改め、上場会社が、有価証券報告書等（有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類をいう。）のうち財務諸表等・中間財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」を行った場合も対象とすることとしました（上場廃止基準第2条第11号a）。「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣から訂正命令を受けた場合、

内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合をいいます（株券上場審査基準の取扱い2.(7)a）。改正規定は、平成17年2月1日以降に提出される有価証券報告書等から適用されます。

当該改正は、投資者の投資判断にとっては重要だが財務諸表等の記載内容には必ずしも影響しないような情報の虚偽記載について、投資者の信頼を大きく損なうものとして上場廃止事由とするものです。

上場審査基準においても同様の改正を行います。上場審査基準上、従来は上場申請前

の2年間の財務諸表等及び上場申請の直前事業年度に係る中間財務諸表等について「虚偽記載」がないことが要件でしたが、今般、同期間の財務諸表等又は中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等について「虚偽記載」がないこととしました。この改正規定については、平成17年2月1日以降に上場申請を行う会社から適用されます。

6．株式事務代行期間の設置

上場会社が、上場後株式事務を代行機関に委託しないこととなったときには、上場廃止することとしました（上場廃止基準第2条第13号）。

この改正については、株式事務代行機関（名義書換代理人）の設置には定款変更が必要となることを踏まえ、平成17年2月1日時点で株式事務代行機関を設置していない上場会社については、同日以後最初に開催される定時総会の招集日から起算して1か月の日から適用することとします。

以 上

参考様式

有価証券報告書（半期報告書）の適正性に関する確認書

平成 年 月 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理 事 長 殿

本店所在地 _____
会 社 名 _____ 印
(コード番号 _____)
代 表 者 の
役 職 _____
氏名(署名) _____ 印

当社の代表取締役（代表執行役）社長である _____ は、当社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期事業年度の有価証券報告書（平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期事業年度の間会計期間の半期報告書）の提出時点において、当該有価証券報告書（半期報告書）に不実の記載がないものと認識しております。

【以下、代表者が不実の記載がないと認識するに至った理由（有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して代表者が確認した内容）を記載する。】

会社情報等に対する信頼向上のための有価証券上場規程等の一部改正について

(ページ)

1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	2
3 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
4 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	10
5 . 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	14
6 . 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	16
7 . 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部新旧対照表	19
8 . 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部新旧対照表	21
9 . 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	25
10 . 上場申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表	29
11 . 適時開示に係る宣誓書	30
12 . 上場市場の変更申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表	31
13 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	32
14 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	34
15 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	40
16 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	42
17 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	44

18 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	49
19 . 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	53
20 . 上場申請に係る宣誓書（債券）	55
21 . 適時開示に関する宣誓書（債券）	56
22 . 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	57
23 . 適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）	59
24 . 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	60

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(適時開示に係る宣誓書等)</u></p> <p><u>第6条の3 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項第5号又は第6項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面</u></p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。</p> <p>2 この改正規定施行の日前に上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第6条の3第1号に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに(同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に)本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>(新設)</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a <u>少数特定者持株数</u>(大株主上位10名(明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。)その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社にあつては、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。)の過半数が保有されている会社並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b <u>株主数</u>(大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数をいう。)が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。)その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社にあつては、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。)の過半数が保有されている会社並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数(以下「<u>少数特定者持株数</u>」という。)が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b 大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数(以下「<u>株主数</u>」という。)が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。</p>

(3) ~ (6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及び添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。

b・c (略)

(8)・(9) (略)

(10) 株式事務代行機関の設置

株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、本所の承認する株式事務代行機関については、この限りでない。

(11) (略)

2・3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度(株式会社として設立された後、2か年を経過していない場合は、設立

(3) ~ (6) (略)

(7) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

b・c (略)

(8)・(9) (略)

(10) 株式事務代行機関の設置

株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、銀行及び保険会社のうち本所が適当と認める会社及び新規上場申請者で国内の他の証券取引所の上場会社並びに本所の承認する株式事務代行機関については、この限りでない。

(11) (略)

2・3 (略)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度(株式会社として設立された後、2か年を経過していない場合は、設立

後に終了する各事業年度及び各連結会計年度)の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び「上場申請のための半期報告書」に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(5) (略)

- 2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)~(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

後に終了する各事業年度及び各連結会計年度)の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(5) (略)

- 2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)~(3) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p>
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a f (略)</p> <p><u>a g 株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと</u></p> <p><u>a h a から前 a g までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。<u>以下この規則にお</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a f (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a g a から前 a f までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 親会社(法第166条第5項に規定する親会社をいう。<u>j</u>において同じ。)の異動</p>

いて同じ。)の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動

h・i (略)

j 親会社に係る破産手続開始の申立て等又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社に係る破産手続開始の申立て等

k～s (略)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u (略)

v 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を本所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を本所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと

w aから前vまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当

h・i (略)

j 親会社に係る破産の申立て等

k～s (略)

t 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u (略)

(新設)

v aから前uまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当

該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第9項の規定に準じて開示を行うものとする。

7 (略)

8 上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況を開示しなければならない。

9 親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。）を有する上場会社は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

（適時開示に関する宣誓書）

第4条の4 上場会社は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

（1） 第2条第1項第1号aからa hまでに掲げる事項

（2）～（13） (略)

2・3 (略)

該上場有価証券の特性を勘案し、前各項の規定に準じて開示を行うものとする。

7 (略)

8 上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況について、併せて開示しなければならない。

（新設）

（新設）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

（1） 第2条第1項第1号aからa gまでに掲げる事項

（2）～（13） (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第 8 条 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第 17 条第 1 項第 1 号へ（同項第 2 号イによる場合を含む。）又は同第 18 条第 2 項若しくは第 3 項第 3 号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

第 9 条 削除

付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号 g 及び j の規定は、平成 17 年 3 月 1 日以後の開示から適用する。
- 3 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号 t の規定は、この改正規定施行日の（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第 2 条第 9 項の規定は、平成 17 年 3 月 1 日以後終了する事業年度の会社から適用する
- 5 改正後の第 4 条の 4 の規定にかかわらず、施行日において現に上場会社である会社については、同条に規定する宣誓書及び添付書類を、平成 17 年 3 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、

第 8 条及び第 9 条 削除

(新設)

当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 6 改正後の第8条の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象決算期の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第32条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>少数特定者持株数(大株主上位10名(所有株式数の多い順に10名の株主という。以下この基準において同じ。))が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。))及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下この基準において同じ。))が次の(a)又は(b)に該当する場合</u></p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b <u>株主数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象決算期の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第32条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a 少数特定者持株数が次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b 株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。</p>

会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下この基準において同じ。)が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(3)～(9) (略)

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第6条の3若しくは第11条の2第6項又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13) 株式事務代行機関への委託

上場会社(株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書に該当する上場会社を除く。)が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合

(3)～(9) (略)

(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が財務諸表等又は中間財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2若しくは第11条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(新設)

又は委託しないこととなることが事実とな
った場合

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)

第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号
のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止
するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第3号又は第5号から第17号ま
で(第7号中「5億円」とあるのは「2億円」
と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第2
項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2
項」と読み替える。)のいずれかに該当した場
合

昭和57年10月1日改正付則

1・2 (略)

(削る)

(削る)

3 (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)

第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号
のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止
するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前条第3号又は第5号から第16号ま
で(第7号中「5億円」とあるのは「2億円」
と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第2
項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2
項」と読み替える。)のいずれかに該当した場
合

昭和57年10月1日改正付則

1・2 (略)

3 第2条第2号aに規定する「少数特定者持株
数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に1
0名の株主が所有する株式(明らかに固定的所
有でない認められる株式を除く。)及び役員
が所有する株式の総数に上場会社が所有する自
己株式数を加えた株式数をいうものとする。

4 第2条第2号b及び第2条の2第1号に規定
する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の
多い順に10名の株主(明らかに固定的所有で
ない認められる株式を所有する者を除く。)
及び役員並びに上場会社が自己株式を所有して
いる場合には当該上場会社を除く1単位以上の
株式を所有する株主の数」をいうものとする。

5 (略)

平成4年7月1日改正付則

- 1 (略)
- (削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第11号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。
- 4 施行日において現に上場会社である会社のうち、改正後の第2条第13号に規定する株式事務代行機関を設置していない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから同号の規定を適用する。
- 5 平成4年7月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

平成4年7月1日改正付則

- 1 (略)
- 2 第2条第2号の規定の適用については、当分の間、同号a中「上場株式数の80%」とあるのは「上場株式数の90%」とする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>優先株に係る少数特定者持株数(所有する優先株が多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。))及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)</u>が、上場株式数の75%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき。</p> <p>b <u>優先株に係る株主数(所有する優先株が多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。))及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有する場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数。)</u>が、150人未満である場合において、1か年以内に150人に達しないとき。</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>昭和57年10月1日改正付則</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>優先株の大株主上位10名(明らかに固定的所有でないとして認められる優先株を除き、優先株の所有数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者が所有する優先株の総数(以下「優先株少数特定者持株数」という。))</u>が、上場株式数の75%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき。</p> <p>b <u>優先株の大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数(以下「優先株株主数」という。))</u>が、150人未満である場合において、1か年以内に150人に達しないとき。</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>昭和57年10月1日改正付則</p>

1 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

1 (略)

2 第4条第2項第2号aに規定する「優先株少数特定者持株数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。）及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数」をいうものとする。

3 第4条第2項第2号bに規定する「優先株株主数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。）及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数」をいうものとする。

4 第4条第2項第2号aの規定の適用については、当分の間、同号a中「上場株式数の75%」とあるのは「上場株式数の80%」とする。

5 (略)

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 本所所定の上場申請に係る宣誓書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。</u></p> <p><u>(6) 本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類。ただし、上場会社及び上場債券に発行者については、提出を要しない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p><u>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</u></p> <p>第6条の2 <u>上場債券の発行者は、第2条第1項第6号の規定により提出した宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(適時開示に係る宣誓書)</u></p> <p>第6条の3 <u>第2条第1項第6号に規定する宣誓書及び添付書類を提出した者(上場会社を除く。)その他本所が定める者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</u></p> <p>第6条の4 <u>上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣</u></p>	<p>(新設)</p>

等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第17条第1項第1号へ（同項第2号イによる場合を含む。）又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（社債券の上場廃止基準）

第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

（1） 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第5号若しくは第6号又は第6条の3の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

（2） 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）まで若しくは第17号（同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を

（社債券の上場廃止基準）

第7条 上場社債券の発行者が次の第1号又は第2号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

（1） 債券上場契約について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

（2） 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）まで若しくは第16号（同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）までのいずれかに

除く。)までのいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が、前条第1項第1号に該当する場合、又は株券上場廃止基準第2条第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場を申請する債券から通用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日において現に上場債券の発行者である者(上場会社を除く。)は、第2条第1項第6号に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第6条の4の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第8条第1項の規定は(「若しくは第11号」を追加する部分に限る。)は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

該当した状態となったと本所が認めた場合

2 (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 社債券以外の債券の発行者が前条第1項第1号に該当する場合又は株券上場廃止基準第2条第10号に該当する場合若しくは事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、
信用取引及び貸借取引規程並びに受益契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 投資信託委託業者は、本所が定めるときに該当する場合には、速やかに本所所定の適時開示に係る宣誓書及び本所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場受益証券の発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>5 前4項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところにより準じるものとする。</p> <p><u>6 投資信託委託業者は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</u></p> <p>(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 投資信託委託業者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該投資信託委託業者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。</u></p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 前3項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところにより準じるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(新設)</p>

3 投資信託委託業者は、第1項第1号及び第2号までに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)～(2) (略)

(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項第3号の規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

3 改正後の第6条第4項の規定にかかわらず、施行日において現に上場受益証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 投資信託委託業者は、前項第1号及び第2号までに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)～(2) (略)

(3) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4)・(5) (略)

2 (略)

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1 . (2) <u>aの2</u> (同取扱い2 . (1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が株券上場廃止基準第2条第2号b若しくは第2条の2第1号に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p>(b)の2~(h) (略)</p> <p>(i) <u>2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合</u></p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>(j)・(k) (略)</p> <p><u>(k)の2 上場会社(株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(k)の2において同じ。)が、株式事務代行委託</u></p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1 . (2) <u>a</u> (同取扱い2 . (1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が株券上場廃止基準第2条第2号b若しくは第2条の2第1号に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p>(b)の2~(h) (略)</p> <p>(i) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書<u>(監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。以下同じ。)</u>を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>(j)・(k) (略)</p> <p>(新設)</p>

契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 4 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m) (略)

(m) の 2 株券上場廃止基準第 2 条第 1 6 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 7 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) (株券の不正発行の場合を除く。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) にあっては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、第 1 2 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4 . (1) b に該当する場合、第 1 5 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 3) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第 1 7 号のうち株券の不正発行の場合を除く。) には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) ・ (3) (略)

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 3 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m) (略)

(m) の 2 株券上場廃止基準第 2 条第 1 5 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 6 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) (株券の不正発行の場合を除く。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) にあっては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、第 1 2 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4 . (1) b に該当する場合、第 1 4 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 3) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第 1 6 号のうち株券の不正発行の場合を除く。) には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2) ・ (3) (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) ~ (e) (略)

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ~ハ (略)

b (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) (略)

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(2)aの2(同取扱い2.において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)・(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) ~ (e) (略)

(f) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ~ハ (略)

b (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) (略)

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(2)a(同取扱い2.において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)・(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、

(k)、(k)の2、(m)の2及び(n)の場合

本所が必要と認めた日

b (略)

(2)~(5) (略)

2 (略)

昭和57年10月1日改正規則

1 (略)

(削る)

2 (略)

3 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

2 改正後の第3条1号aの(i)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間(株価指数連動型投資信託受益証券にあっては計算期間又は中間計算期間とする。以下同じ。)に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

3 施行日において現に上場会社である会社のうち、株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから改正後の第3条第1号aの(k)の2の規定を適用する。

4 昭和57年10月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の末日以後において第3条第1号aの(b)に該当することとなる上場会社から適用する。

(k)、(m)の2及び(n)の場合
本所が必要と認めた日

b (略)

(2)~(5) (略)

2 (略)

昭和57年10月1日改正規則

1 (略)

2 第3条第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「上場株式数の75%」とあるのは「上場株式数の80%」とする。

3 (略)

4 (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに<u>固定的所有でない</u>と認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。))を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社(上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)が、上場株式数の80%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに<u>固定的所有でない</u>と認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、300人以上であるとき。</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は、前項第1号に規定する上場株式数について、<u>株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、</u></p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(<u>大株主上位10名(明らかに固定的所有でない</u>と認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ。)が所有する株式の総数に上場会社(上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)が、上場株式数の80%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(<u>大株主上位10名及び特別利害関係者及び上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)</u>が、300人以上であるとき。</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は、前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、<u>株券上場審査基準の取扱い2.(6)d</u></p>

同 d の規定は前項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) d 及び f から h までの規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d から f 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1 . (5) b の規定は前項第 4 号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段、同取扱い 2 . (2) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2 . (5) d 及び e 並びに同取扱い 2 . (6) f から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 ~ 6 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第 3 条 (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段の規定は前項第 2 号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (2) e の規定は、前項第 3 号 a に規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (2) a の (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 3 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (3) d の規定は前項第 4 号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) d 及び f から h の規定は前項第 5 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d から f 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1 . (5) b の規定は前項第 6 号に規定する株主資本(純資

及び f から h までの規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d から f 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1 . (5) b の規定は前項第 4 号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段、同取扱い 2 . (2) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2 . (5) d 及び e 並びに同取扱い 2 . (6) f から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 ~ 6 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第 3 条 (略)

2 株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段の規定は前項第 2 号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (2) a の (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 3 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (3) d の規定は前項第 4 号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (6) d 及び f から h の規定は前項第 5 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d から f 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1 . (5) b の規定は前項第 6 号に規定する株主資本(純資産)の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段中「上場日において見込まれる

産)の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)d及びe並びに同取扱い2.(6)d及びfからh中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3～8 (略)

平成3年11月29日改正付則

1～5 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)d及びe並びに同取扱い2.(6)d及びfからh中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

3～8 (略)

平成3年11月29日改正付則

1～5 (略)

6 第2条第1項第2号a及び第3条第1項第3号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式を加えた株式数をいうものとする。

7 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、前項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、同e中「明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。)と読み替えるものとする。

8 第2条第1項第2号b及び第3条第1項第3号bに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的

6 (略)

7 (略)

8 (略)

平成12年10月20日改正付則

この改正規定は、平成12年10月20日から
施行する。

(削る)

付 則

1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

2 平成12年10月20日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者株数の審査から適用する。

所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位の株式の数以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

9 (略)

10 (略)

11 (略)

平成12年10月20日改正付則

1 この改正規定は、平成12年10月20日から
施行する。

2 上場株式数が10万単位以上の場合における第2条第1項第2号a及び第3条第1項第3号aの規定の適用については、当分の間、当該規定中「上場株式数の75%」とあるのは、上場株式数が10万単位以上18万単位未満の場合にあつては、「上場株式数の75%の数又は上場株式数の92.5%に当たる株式数から2万2,500単位の株式数を減じて得た数のいずれか大きい数」とし、上場株式数が18万単位以上の場合にあつては、「上場株式数の80%」とする。

上場申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>上場申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略） （削る）</p> <p>2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>上場申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。</u></p> <p>3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。</p>

適時開示に係る宣誓書

平成 年 月 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理 事 長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代表者の
役 職 _____

氏名（署名） _____ 印

は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

上場市場の変更申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>上場市場の変更申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略） （削る）</p> <p>2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>上場市場の変更申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>_____ は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。</u></p> <p>3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(4)（略） (5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。 a～nの4（略） nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)又は4.dの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類</p> <p>o（略） (6)（略）</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(4)（略） (5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。 a～nの4（略） nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)に規定する親会社等又は4.dの(c)の口の(口)に規定する親会社を有している場合は、当該親会社等又は親会社が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類</p> <p>o（略） (6)（略）</p>
<p>11. の3 第6条の3（適時開示に係る宣誓書等）関係 <u>(1) 第1号に規定する宣誓書及び第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。</u> <u>(2) 第1号に規定する「本所が定める添付書類」とは、新規上場申請者の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u> <u>(3) 第2号に規定する「本所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうち の部をいうものとする。</u> <u>(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2.(5)aに規定する「上場申請</u></p>	<p>(新設)</p>

のための半期報告書」をいうものとする。

(5) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(6)（略） (7) <u>虚偽記載又は不適正意見等</u> a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、 <u>有価証券報告書等</u>について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が<u>重要と認められる</u>ものである場合をいうものとする。</p> <p>b～d（略） e 第7号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しく</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(6)（略） (7) <u>財務諸表等及び中間財務諸表等</u> a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、 <u>有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書</u>について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が<u>訂正命令を受ける場合と同等とみなされる</u>ものである場合をいうものとする。</p> <p>b～d（略） e 第7号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しく</p>

は損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f 第7号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合にはその承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8)・(9) (略)

(10) 株式事務代行機関の設置

a・b (略)

c 第10号において株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、札幌市又はその至近地区に設置することを要するものとする。

(11) (略)

は損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)について審査対象とするものとする。

f 第7号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合にはその承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

(8)・(9) (略)

(10) 株式事務代行機関の設置

a・b (略)

c 第10号において株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者及び同号ただし書に該当する会社は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、札幌市又はその至近地区に設置することを要するものとする。

(11) (略)

3. 第4条（上場審査基準）第2項関係

(1) (略)

(2) 第2項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式（2.（2）aの（a）に規定する株式をいう。以下同じ。）を除く。）及び役員が所有する株式の総数に第2項各号に定める会社が所有する自己株式数を加えた株式数が上場株式数の80%以下であり、かつ、所有株式数の多い順に10名の株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。）及び役員並びに第2項各号に定める会社が自己株式を所有している場合には当該会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数が150人以上であることをいうものとする。

(3)・(4) (略)

4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の

3. 第4条（上場審査基準）第2項関係

(1) (略)

(2) 第2項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下であり、かつ、株主数が150人以上であることをいうものとする。

(3)・(4) (略)

4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、（c）においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有してい

会社をいう。以下このcにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) 親会社等又は新規上場申請者が、原則として新規上場申請者(新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この(a)及び(b)において同じ。)又は親会社等の不利益となる取引行為を強制し、又は誘引していないこと。

(b) 新規上場申請者と親会社等が、原則として通常取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。)と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること(当該株券又は当

る会社(新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、a及び前cに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) 親会社又は新規上場申請者が、原則として新規上場申請者(新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この(a)及び(b)において同じ。)又は親会社の不利益となる取引行為を強制し、又は誘引していないこと。

(b) 新規上場申請者と親会社が、原則として通常取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。)と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社(親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場こと(当該株券又は当該株券に係る権

該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

e (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)第1項関係

(1)~(3) (略)

利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

ロ 新規上場申請者の親会社(前イに適合する親会社を除く。)が継続開示会社であって、かつ、新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える当該親会社に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社(継続開示会社である場合を除く。)が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

e (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)第1項関係

(1)~(3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a・b (略)

(5) (略)

平成10年1月1日改正規則

1・2 (略)

(削る)

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

(4) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a・b (略)

(5) (略)

平成10年1月1日改正規則

1・2 (略)

3 改正後の4.(2)の規定の適用について、
当分の間、株券上場廃止基準昭和57年10月
1日改正付則第3項及び第4項の規定を準用す
る。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。<u>ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含み、<u>本所が適当と認める譲受け及び譲渡を除く。</u>以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。</p>
<p>(第三者割当等による新株等に発行の状況に関する記載)</p> <p>第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。<u>ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(第三者割当等による新株等に発行の状況に関する記載)</p> <p>第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。</p>

付 則

この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い) (削る)</p>	<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い) <u>第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」第4章 グリーンシート銘柄の規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。</u></p>
<p><u>第14条 (略)</u></p>	<p><u>2 (略)</u></p>
<p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い) 第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会が<u>グリーンシート銘柄として指定する株券</u>に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p>	<p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い) 第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会が<u>定める規則により当該証券業協会が売買内容を発表する対象となる株券</u>に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い) 第19条の4 第14条の規定は、上場前公募等規則第20条の4に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割</p>	<p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い) 第19条の4 第14条<u>第2項</u>の規定は、上場前公募等規則第20条の4に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条<u>第2項</u>中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第</p>

当等の概況」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合、<u>当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口又は4.dの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。))において同じ。)</u>が外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、<u>当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると本所が認める者である場合</u>その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a~c (略) (4) (略)</p>	<p>1. の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が親会社等(親会社<u>(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)</u>及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。<u>ただし、アンビシャスの上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。)</u>の過半数を保有している会社(当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。以下同じ。)を有している場合は、第2号vに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a~c (略) (4) (略)</p>
<p>2. の5 第2条(会社情報の開示)第9項関係 <u>第9項に規定する「本所が定める親会社等に</u></p>	<p>(新設)</p>

関する事項」とは、次の（１）から（５）に定める事項をいうものとする。

（１） 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の証券取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の証券取引所等の商号又は名称

（２） 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社）の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由（影響が同等であると認められるときは、その理由）

（３） 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1.の2（3）ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

（４） 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

（５） 親会社等の取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結

財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。)

2. の 6 (略)

4. の 2 第 4 条の 4 (適時開示に関する宣誓書)
関係

(1) 第 4 条の 4 に規定する宣誓書には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第 4 条の 4 に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

a 第 4 条の 4 に規定する宣誓書 (有価証券上場規程第 6 条の 3 第 1 号に規定する宣誓書を含む。次の b において同じ。) に署名を行った代表者の異動があったとき

b 過去 5 年間において、第 4 条の 4 に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

(3) 第 4 条の 4 に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (3) に規定する書面 (有価証券上場規程取扱い要領 1 1 . の 3 (2) に規定する書面を含む。) に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、本所に提出することができるものとする。

5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 第 1 3 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

2. の 5 (略)

(新設)

5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 第 1 3 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a ~ k (略)

1 第4条の4若しくは有価証券上場規程第6条の3第1号に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動

(6)・(7) (略)

8. の2 第8条(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)関係

(1) 第8条に規定する書面(同条かっこ書に規定する書面を除く。)には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第8条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

11. 第12条(その他書類の提出)関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ g (略)

h 1. の2(3)の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同(3)aからcに掲げる事実を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した書面

平成8年1月1日改正付則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

a ~ k (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

(新設)

11. 第12条(その他書類の提出)関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ g (略)

(新設)

平成8年1月1日改正付則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行し、改正後の1. の2(3)及び11. dの規定の適用を受ける者は、当分の間、改正規定の施行の日以後に株券の上場を申請し、新たに上場会社となる者に限るものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の1.の2(3)及び平成8年1月1日改正付則の規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。ただし、改正後の1.の2(3)cの規定は、平成17年3月1日以後終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。
- 3 施行日において現に上場会社である会社は、改正後の2.の5(1)及び(2)に規定する事項その他本所が必要と認める事項を記載した書面を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p><u>a 株券上場審査基準の取扱い2.(2)a</u> <u>の(a)(明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い)の規定は、第2号の場合に準用する。</u></p> <p><u>aの2</u> (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、<u>大株主上位10名が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)</u>のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f~n (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(10) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a・b (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 株式の譲渡制限</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況 (新設)</p> <p>a (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、<u>明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式</u>のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f~n (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(10) <u>財務諸表等又は中間財務諸表等に</u>係る虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a・b (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 株式の譲渡制限</p>

a 株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、第14号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関して株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第14号に該当するものとして取り扱う。

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a・b(略)

2. 第2条の2(アンビシャスの上場廃止基準)関係

(1) 株式の分布状況

a 1.(2) aの2からcまで及びfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1.(2) aの2中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に100人以上とならないとき」」と、「上場株式数の80%以下にならないとき又は、150人以上とならないとき」とあるのは、「100人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b(略)

(2)・(3)(略)

4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

a 株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、第13号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関して株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第13号に該当するものとして取り扱う。

(13) 完全子会社化

第14号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a・b(略)

2. 第2条の2(アンビシャスの上場廃止基準)関係

(1) 株式の分布状況

a 1.(2) aからcまで及びfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1.(2)中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に100人以上とならないとき」」と、「上場株式数の80%以下にならないとき又は、150人以上とならないとき」とあるのは、「100人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b(略)

(2)・(3)(略)

4. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第15号のうち、本取扱い1.(13) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

d 第2条第17号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第17号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

(削る)

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第14号のうち、本取扱い1.(13) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

d 第2条第16号のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第16号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

5. 昭和57年10月1日改正付則第3項(経過措置)

1.(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 6. を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者株数の審査から適用する。

第3項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、1.(2)e中「明らかに固定的所有でない」と認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でない」と認められる株式を除く。)」と読み替えるものとする。

6.平成4年7月1日改正付則第2項(経過措置)関係

1.(2)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、平成4年7月1日改正付則第2項の規定に基づき第2条第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この場合において、1.(2)中「80%」とあるのは「90%」と、1.(2)d(b)(注)中「75%」とあるのは「85%」と読み替えられるものとする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)</u></p> <p><u>aの(a)(明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い)の規定は、第2項第2号に規定する「明らかに固定的所有でないと認められる優先株」について準用する。</u></p> <p>b~i (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b~i (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p><u>5. 昭和57年10月1日改正付則第2項(経過措置)関係</u></p> <p><u>3.(1)c(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第2項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、3.(1)cにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。)」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6. 昭和57年10月1日改正付則第4項(経過措置)関係</u></p> <p><u>3.(1)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第4項の規定に基づき第4条第2項第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この場合において、3.(1)d中「75%」とあ</u></p>

るのは「80%」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理 事 長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代 表 者 の
役 職 _____

氏名（署名） _____ 印

_____ は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）
への債券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

適時開示に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理 事 長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代 表 者 の
役 職 _____

氏名（署名） _____ 印

_____ は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 第2条第1項第6号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（4） 第2条第1項第6号に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する債券の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p>	<p>1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p><u>3. の2 適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の3関係）</u></p> <p><u>（1） 第6条の3に規定する宣誓書には、上場債券の発行者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>（2） 第6条の3に規定する「本所が定める者」とは、上場債券の発行者であって、有価証券上場規程第6条の3第1号又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4に規定する宣誓書を提出した者のうち、当該者の発行する株券が本所において上場廃止となった者をいうものとする。</u></p> <p><u>（3） 第6条の3に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p> <p><u>a 第6条の3に規定する宣誓書（第2条第1項第6号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき</u></p> <p><u>b 過去5年間において、第6条の3に規定</u></p>	<p>（新設）</p>

する宣誓書を提出していないこととなった
とき

(4) 第6条の3に規定する「本所が定める
添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係
る体制の状況を記載した書面をいうものとす
る。

(注) (4)に規定する書面(1.(4)に
規定する書面を含む。)に記載した事項に
変更が生じた場合には、当該書面を新たに
作成し、本所に提出することができるもの
とする。

3. の3 有価証券報告書等の適正性に関する確 (新設)
認書の取扱い(債券特例第6条の4関係)

(1) 第6条の4に規定する書面(同条かっ
こ書きに規定する書面を除く。)には、上
場債券の発行者の代表者による署名を要す
るものとする

(2) 第6条の4に規定する「理由」の記載
に当たっては、有価証券報告書又は半期報
告書の作成に関して上場債券の発行者の代
表者が確認した内容を記載するものとす
る。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行
する。

適時開示に係る宣誓書（株価指数連動型投資信託受益証券）

平成 年 月 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理 事 長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代表者の
役 職 _____

氏名（署名） _____ 印

_____ は、投資者への適時適切な株価指数連動型投資信託受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書には、投資信託委託業者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p>6 <u>受益証券特例第6条第4項に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動があった</u></p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

とき

(2) 過去5年間において、受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

7 受益証券特例第6条第4項に規定する「本所が定める添付書類」とは、上場受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) 第5項に規定する書面に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、取引所に提出することができるものとする。

8 (略)

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 (略)

2 受益証券特例第7条第2項に規定する書面には、投資信託委託業者の代表者による署名を要するものとする。

3 受益証券特例第7条第2項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して投資信託委託業者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

4 第1項第2号に掲げる書面の提出については、ファクシミリによる送信をもつて行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

(新設)

5 (略)

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 (略)

(新設)

(新設)

2 前項第2号に掲げる書面の提出については、ファクシミリによる送信をもつて行うことができる。